

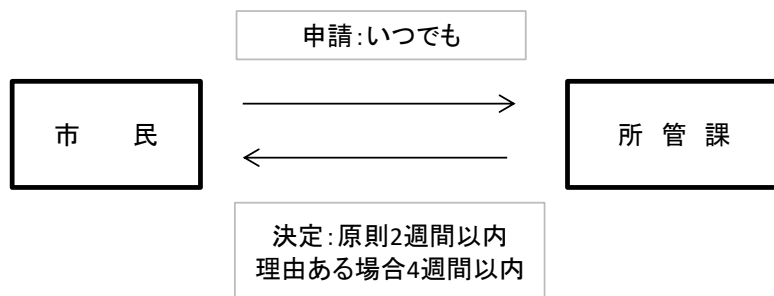
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	支援給付の変更の決定	
処 分 の 概 要	中国残留邦人支援給付の変更を決定する。	
根 拠 法 令 名	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)	
条 項	第14条第4項	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	約2週間	
標準処理期間	計	約2週間
審査基準	<p>生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日告示第158号)、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付発社第123号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について(平成20年3月31日社援発第0331008号)及び中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて(平成20年3月31日社援発第0331001号)に定める基準に該当すること。</p> <p><b>【根拠法令等】</b></p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (支援給付の実施) 第十四条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。 一～五 省略 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)は、この限りでない。 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 5～8 省略 (平一九法一二七・追加、平二五法一〇六・一部改正)</p> <p>生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日告示第158号) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付発社第123号) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について(平成20年3月31日社援発第0331008号) 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて(平成20年3月31日社援発第0331001号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。